

防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令案要綱

一 自衛官に係る勤勉手当の支給割合の改定に伴い、若年定年退職者給付金の額の調整に関し必要な給与年額相当額の計算方法を改めること。（第二十四条関係）

二 管理又は監督の地位にある職員のうち、その特殊性に基づき支給される俸給の特別調整額を改めること。

（別表第四関係）

三 この政令は、公布の日から施行し、第二の規定は、平成二十七年四月一日から適用すること。（附則関係）